

(仮称)宇都宮市安全で安心なまちづくり条例骨子(案)に関する  
パブリックコメントについて

1 パブリックコメントの概要

(1) 期間

平成16年12月20日(月)～平成17年1月11日(火) 23日間

(2) 応募者数等

20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	団体	計
		1	1				2

(3) 提出方法の内訳

郵送	ファックス	Eメール	その他	計
1		1		2

2 意見の概要と市の考え方

「安全で安心なまちづくりに関する市民の責務に関する事項」について【1件】

意見の内容	意見に対する市の考え方
<p>「安全で安心なまちづくりに必要な知識や技術を積極的に習得する」方法を多様な方法で提供してほしい。</p> <p>また、その内容も一般的な方法はもとより、「生徒等が通学、通園に利用している道路や公園、広場」について個別的な対応を地域に与える必要があると思う。</p>	<p>「安全で安心して暮らせるまちづくり」を実現するためには、知識や技術の習得は重要であると認識していることから、ご意見の趣旨を踏まえ、今後、具体的な施策を検討する中で考えて参ります。</p>

「安全で安心なまちづくりに関する事業者の責務に関する事項」について【1件】

意見の内容	意見に対する市の考え方
<p>「従業員や職員などに安全で安心なまちづくりに必要な知識や技術を積極的に習得」させる、市役所が率先して進めてみてはどうか？地域防犯に関わる、関わりたい人への「技術・知識習得」の支援や、実際の活動を促進するための制度を市役所でまず導入し、示してもらえると弾みがつくと思う。</p>	<p>「安全で安心して暮らせるまちづくり」を実現するためには、市、市民、事業者、警察などが一体となって取組を進めることが必要であると考えます。ご意見の趣旨を踏まえ、今後、具体的な施策を検討する中で考えて参ります。</p>

「条例の制定する目的に関する事項」について【1件】

意見の内容	意見に対する市の考え方
<p>安全で安心なまちづくりの中には、「防災」は含まれないのか。</p>	<p>この「安全で安心なまちづくり条例」は、市民生活において犯罪や犯罪に至る恐れのある行為を未然に防いで、市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目的するものであります。</p> <p>なお、「防災」につきましては、「宇都宮市地域防災計画」で対応しています。</p>

「未成年者の保護に関する事項」について【1件】

意見の概要	意見に対する市の考え方
<p>不法ビラが景観を悪化させ、青少年に悪影響を及ぼしていると思います。</p> <p>今後、ビラ撤去のみを取り上げただけでも、景観を保つため活動は時間と労力が必要であると思うが、この一点を考えただけでも、一市民として条例化と実行性に期待するところが大きい。</p>	<p>未成年者を健全に育成するためには、良好な環境を保つことが必要不可欠であると考えます。</p> <p>現在、不法ビラ等の撤去につきましては、本市でも取り組んでいるところですが、今後、更に、市、市民、事業者、警察などと連携し、一体となり良好な環境づくりの取組を進めて参ります。</p>